

うるま市告示第53号

うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月19日

うるま市長 中村 正人

うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内中小企業者の「稼ぐ力」の強化による売上拡大を図り、競争力を高め新たな需要を獲得し、自立かつ持続的な成長の促進を目的とし、予算の範囲内において、市内中小企業者が行う売上拡大に資する事業（以下「事業」という。）の経費の一部に対し補助金を交付するものとし、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 売上拡大に資する事業
- (2) 同一の内容で重複して国、県、市等の補助金の交付を受けない事業

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいる者
- (2) 事業完了後、3年以上本市内で継続的な事業を営む者
- (3) 国税、県税及び市税の滞納がない者
- (4) 事業完了後、効果検証等の追跡調査に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団が事業主であるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営しているとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員に対して計税上の利益又は便宜を供与しているとき。

(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く額とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、第8条第1項に規定する交付決定通知を受けた日から、当該通知日の属する年度の1月31日までとする。

(補助金の上限)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額とし、一の補助対象者当たり100万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、中小企業等売上拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請をするに当たって、補助対象者は、消費税及び地方消費税相当額を控除して交付申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助対象者から補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、その旨を、中小企業等売上拡大支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(補助金の変更交付等承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助決定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、中小企業等売上拡大支援事業補助金変更交付等申請書（様式第3号）に変更内容が確認できる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の内容に著しい変更があるとき。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された経費（ただし、補助区分ごとに配分された補助対象経費の20%以内の額の変更で、交付決定額に変更が生じない場合を除く。）に変更がある場合

(3) 事業を中止しようとするとき。

(4) 事業を廃止しようとするとき。

(補助金の変更交付等承認通知)

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、その旨を、中小企業等売上拡大支援事業補助金変更交付等承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該補助対象者に通知するものとする。

2 前項において、交付決定額に変更が生じる場合は、当初の交付決定した金額の範囲内において補助金を交付する。

(契約等)

第11条 補助決定事業者は、事業を遂行するために、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助決定事業者は、事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、事前に市長へ届け出なければならない。

(状況報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定事業者に対し、事業の遂行及び収支の状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助決定事業者は、事業を完了した日又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日以内又は補助金の交付決定の通知があった日が属する年度の2月15日までのいずれか早い日までに、中小企業等売上拡大支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該期日が、うるま市の休日を定める条例(平成17年うるま市条例第2号)に定める市の休日となる場合は、その前日とする。

(補助金額の確定等)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて成果物等の確認を行い、交付すべき補助金の交付額を確定し、中小企業等売上拡大支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助決定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助決定事業者は、前条第1項に規定する確定通知を受けた後に、中小企業等売上拡大支援事業補助金請求書(様式第7号)により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助決定事業者から補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(活動状況等の報告)

第16条 補助決定事業者は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、当該事業に係る活動状況等について、毎会計年度開始後90日以内に、中小企業等売上拡大支援事業補助金事業効果等活動報告書(様式第8号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助決定事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第17条 市長は、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条の交付決定又は第10条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) 法令、規則、この告示又はこれらに基づく市長の決定若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 第3条第1項の要件を満たさなくなった場合(ただし、事業者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定又は承認を取り消したときは、補助決定事業者に対し、中小企業等売上拡大支援事業補助金交付取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助決定事業者に対して、中小企業等売上拡大支援事業補助金返還請求書(様式第10号)により返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第18条 補助決定事業者は、補助対象事業(事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助決定事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、中小企業等売上拡大支援事業補助金取得財産等管理台帳(様式第11号)を備え管理するとともに、第13条に規定する実績報告書にこれを添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助決定事業者が、取得財産等のうち、取得価格の単価又は効用の増加価格が30万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、取得財産等が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、規則第18条に規定する市長の承認をするものとする。
- 3 補助決定事業者は、規則第18条に規定する承認を得ようとするときは、中小企業等売上拡大支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、補助決定事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（補助金の経理）

第20条 補助決定事業者は、事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに当該事業を完了、中止又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（補則）

第21条 この告示に定めるもののほか、中小企業等売上拡大支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

大項目	小項目	内 容
報償費	謝礼金	事業遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した外部専門家等に謝礼として支払われる経費
旅費	旅費交通費	外部専門家等の移動や事業遂行に必要な打合せ、商談に関する交通費等の経費
需用費	消耗品費	事業遂行に必要な物品で備品費に属さないもの（ただし、当該事業にのみ使用されることが確認できるもの）の経費。 ※（一品の取得価格が2万円（税込み）未満のもの（書籍は1万円未満））
	印刷製本費	事業遂行に必要な広報媒体等の印刷等に要する経費
委託料	業務委託料 外注費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
賃借料	—	事業遂行に必要な場所・機材等を賃借するために支払われる経費
備品等 購入費	機械器具費	事業遂行に直接必要な機械器具・装置等の購入に要する経費
原材料 費	—	事業遂行に必要な工事材料費、加工用原材料費等の購入に要する経費
その他	—	上記以外で市長が特に必要と認めた経費

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事 業 者

代表者氏名

電 話 番 号

印

中小企業等売上拡大支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

事業総額（税込）		円
事業総額（税抜）		円
補助金交付申請額（税抜）		円
事業実施期間	年 月 日～	年 月 日

2 関係書類

- (1) 事業者概要（パンフレット等）
- (2) 事業計画書
- (3) スケジュール表
- (4) 収支予算書
- (5) 誓約書
- (6) 承諾書
- (7) 履歴事項全部証明書
- (8) 国税、県税及び市税の完納証明書
- (9) 開業届（税務署受付印のあるものの写し）
- (10) 特定創業等支援を受けた事の証明書

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
事 業 者  
代表者氏名

うるま市長



中小企業等売上拡大支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、通知します。

記

1 事業名

2 決定の内容

交付

不交付

3 交付決定額

円

4 交付の条件

うるま市補助金等交付規則、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱及び中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要領を遵守すること。

5 理由（不交付の場合）



様式第3号（第9条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所  
事 業 者  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号  
印

中小企業等売上拡大支援事業補助金変更交付等申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更前補助金交付申請額 円
- 4 変更後補助金交付申請額 円

注 事業における内容の変更に係る申請に当たっては、変更内容が確認できる書類（変更後の実施計画、予算書等）を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
事 業 者  
代表者氏名

うるま市長



中小企業等売上拡大支援事業補助金変更交付等承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあったうるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金  
変更交付等の申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市中小企業等売  
上拡大支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

1 事業名

2 承認の可否 可 否

3 変更（中止・廃止）の内容

4 変更（中止・廃止）の理由

5 変更後補助金交付決定額 円

6 不承認の理由

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事 業 者

代表者氏名

電 話 番 号

印

中小企業等売上拡大支援事業補助金実績報告書

うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて、実績を報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 精算額 金 円

4 関係書類

- (1) 補助対象事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 金銭出納簿の写し
- (5) その他参考となる書類（成果物等）

様式第6号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
事 業 者  
代 表 者 氏 名

うるま市長



中小企業等売上拡大支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けであった実績報告について、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、通知します。

記

補助金確定額 円

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所  
事 業 者  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

印

中小企業等売上拡大支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額確定通知がありました補助金について、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

振込口座	金融機関名及び支店名	
	口座の種類	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	

様式第8号（第16条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事 業 者

印

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

中小企業等売上拡大支援事業補助金効果等活動報告書

うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名：

（ 年 月 日交付決定）

2. 報告する期間

補助事業完了日： 年 月 日

【事業効果状況報告期間】

年 月から1年間

3. 関係書類

(1) 実施した事業概要や効果等の状況報告書

(2) その他参考となる書類（成果物等）

様式第9号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
事 業 者  
代 表 者 氏 名

印

うるま市長

印

中小企業等売上拡大支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により、交付決定を次のとおり取り消します。

記

1 事業名

2 取り消す内容及び金額

円

3 取り消す理由

様式第10号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
事 業 者  
代 表 者 氏 名

印

うるま市長

印

中小企業等売上拡大支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第17条第3項の規定により、下記の金額を請求します。

記

返還請求金額 円

返還金納入期限 年 月 日

返 還 方 法

返還を求める理由



様式第11号（第18条関係）

中小企業等売上拡大支援事業補助金取得財産等管理台帳

補助事業者名：

事業実施責任者名：

区分 (注2)	財産名	規格 (型式)	単位	数量 (注3)	単価(税込)	金額(税込) (注1)	取得年月日 (注4)	耐用年数 (注5)	保管場所	備考 (注6)

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上（消費税込み）の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(イ) 構築物 (ロ) 機械装置・器具・備品 (ハ) その他 [ホームページ等] を記入すること。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注5) 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表」を参照すること。

(注6) 備考は、財産の状態（新品・中古・特筆すべき事項）を記入すること。

(注7) 用紙のサイズは、日本産業規格A4とする。

様式第12号（第19条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事 業 者

印

代表者氏名

電 話 番 号

中小企業等売上拡大支援事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金について、うるま市中小企業等売上拡大支援事業補助金交付要綱第19条第3項の規定により、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする取得財産等及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

3 関係書類

- (1) 中小企業等売上拡大支援事業補助金取得財産等管理台帳
- (2) その他参考となる書類